

# 上田市情報共有システム試行要領

## (目的)

第1条 この要領は、上田市の建設工事及び建設工事に係る委託業務（以下、「建設工事等」という。）における業務の効率化及び生産性と品質の向上を実現するとともに、公共工事におけるCALS/ECの推進を図るため、情報共有システムの利用方法等について定める。

## (情報共有システムの定義)

第2条 「情報共有システム」とは、インターネットを通じて提供されるアプリケーション(A S P)を利用する方式で、建設工事等の各段階において、受発注者間でやり取りされる文書、写真・図面等様々な情報を電子データにより交換・共有することである。

## (対象工事等)

第3条 情報共有システムを利用できる対象の範囲は、契約額が200万円を超える建設工事及び100万円を超える建設工事に係る委託業務（物件調査業務を除く。）とし、発注者指定若しくは、受注者の希望により実施することとする。特に、契約額が1,500万円を超える建設工事及び500万円を超える建設工事に係る委託業務については、率先して実施することとする。なお、いずれの場合も監督員及び工事担当課の所属長が認めたものとする。

- 2 建設工事において、地理的条件などから通信環境が確保できない等、情報共有システムの利用が困難な場合には、受発注者間の協議により実施しないことができる。
- 3 建設工事に係る委託業務は、契約後、履行内容及び履行期間等を考慮し、受発注者間の協議により実施しないことができる。

## (情報共有システムの仕様)

第4条 利用するシステムは、別添「長野県情報共有システム機能仕様書」（最新版）及び上田市補則を満たすもののうち、LGWAN（総合行政ネットワーク）を介して提供されるシステムから受注者が選択し、事前に書面により、監督員の承認を得るものとする。

## (情報共有システムの実施内容)

第5条 実施内容は以下の項目とし、受発注者間で確認し決定する。

- (1) 受発注者間の書類（工事打合せ簿等）の受け渡し  
（書類によっては、紙決裁で行う場合を認める）
- (2) 現場状況の共有
- (3) 確認・立会依頼
- (4) その他システムで利用可能な項目

## (積算の取扱い)

第6条 情報共有システムの積算上の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 工事（建築工事を除く。）の情報共有システム利用に要する費用は、共通仮設費率（技術管理費）に含まれるものとする。費用は登録料及び利用料である。
- (2) 建築工事において情報共有システムを利用する場合は、当初の予定価格において情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び利用料）について予め計上するものとし、本システムを活用しなくなった場合には、変更設計にて減額するものとする。

- (3) 委託業務(建築に関する設計業務、水道施設整備設計業務並びに森林整備業務を除く。)の情報共有システム利用に要する費用は、各種経費※に含まれるものとする。  
費用は登録料及び利用料である。

※測量業務；間接測量費、地質調査業務；業務管理費、設計業務；間接原価

- (4) 建築に関する設計業務、水道施設整備設計業務並びに森林整備業務は、適用する国等の各事業の積算基準に情報共有システム利用に係る基準や規定がないことから、その都度、システム利用及び費用計上方法等について、内部協議により決定するものとする。

(協議確認事項)

第7条 情報共有システム利用の実施にあたっては、受発注者間で協議・確認すべき内容をチェックシートにより行う。

## 2 事前協議

情報共有システムを利用する場合には、長野県が作成した「電子納品に係るチェックシート」に基づき、以下の内容について、協議・確認を行う。

- (1) 情報共有の方法(使用システムの種類、ルール等)
- (2) 情報共有対象書類(工事打合せ簿、週間工程表等)
- (3) 情報共有の参加者(発注者、受注者)
- (4) その他、必要事項

(電子納品等)

第8条 情報共有システムにより取り交わした工事帳票等の電子データについては、発注者が指定する媒体により提出すること。

(セキュリティ関係)

第9条 情報共有システムを使用するパソコンは、常に以下の状態を保たなければならない。

- (1) 最新のウイルス対策ソフトを導入する。
- (2) OS、ブラウザ及びメールソフトに最新のセキュリティパッチを適用する。
- (3) ウィニー等のファイル交換ソフトやウイルス感染が危惧されるソフトは導入しない。
- (4) 受注者は利用開始前に、ウイルス対策ソフト名を発注者に報告すること。

2 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から、ID・パスワード及び工事関係データ並びに個人情報等機密情報の管理徹底等、情報セキュリティに関する基準、法令等を遵守すること。

(その他)

第10条 この要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要領は、この要領の施行の日以降に公告等を行う工事等について適用する。ただし、この要領の適用日以前に公告等を行った若しくは契約済みの建設工事等においても、受発注者間の協議により適用することができる。

## 長野県情報共有システム機能仕様書

(令和7年4月1日現在)

### (目的)

第1条 情報共有システム(以下、「システム」という。)の運用にあたり、システムに悪影響を与えず、円滑かつ適正な情報共有を図るため、必要な機能や条件を定める。

### (システム機能要件)

第2条 情報通信技術(ICT:Information and Communication Technology)を活用し運用するシステムについて、工事の場合は「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev. 5. 6)」(令和6年3月 国土交通省)の機能を満たすものとする。※1

2 委託の場合は「業務履行中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev.1.6)」(令和6年3月 国土交通省)の機能を満たすものとする。

※機能要件を満たすシステムについては、国土交通省の機能要件対応状況一覧表を参照すること。

### (システム運用条件)

第3条 システムは、インターネットを介して受発注者が利用でき、次の全ての条件を満たした ASP (Application Service Provider)方式で提供されるものとする。

- ① 発注者は、利用する情報共有システムにおいて推奨される OS (Windows等)の種類及びバージョンなどを確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。
- ② 発注者は、利用する情報共有システムにおいて推奨される WEB ブラウザ(Microsoft Edge等)、発注者のセキュリティポリシー※2を確認し、受発注者の環境で利用できるか事前に確認すること。
- ③ システムの入出力などは、すべて日本語で利用できること。
- ④ 運用を開始する際、特別な補助プログラムを用いずに使用できること。
- ⑤ システム操作時の反応速度が適切であること。
- ⑥ 機能の追加により、発生する費用はシステム提供者が負担すること。
- ⑦ システム(サーバ等含む)の不具合により、データが消失等した場合は、システムの提供者が補償すること。
- ⑧ システムの円滑な運用のため、システムの提供者が教育・訓練などのサポートを実施すること。また、利用方法に関する問い合わせを行うサポート窓口を設置すること。
- ⑨ 他の公共団体の使用実績を有するものであること。

### [上田市補則]

※1；建築工事の場合は、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」(平成 31 年 3 月 国土交通省)の機能を満たすものとする。

<http://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>

※2；「上田市情報セキュリティポリシー」(最新版)を指す。令和7年度中の公表予定。

[参考] 試行要領\_第9条第2項に示す関係法令(「上田市情報セキュリティポリシー」より)

- ① 地方公務員法(昭和 25 年 12 月 13 日法律第 261 号)、② 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)、③ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)、④ 個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)、⑤ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)、⑥ サイバーセキュリティ基本法(平成 26 年法律第 104 号)